

出勤者数の削減に関する当社の取組状況について

当社では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、業務に支障がなければ、原則、在宅勤務としております。加えて、以下の取組を実施して出勤者数の削減に努めております。

(1) 定量的な取組内容

算定の対象とする従業員の範囲	目標値	実績及び対象期間
テレワーク実施可能な職員（社員の70%） ● 会社の維持管理に必要な部門（総務、経理等）を除く	出勤者削減率 70%	出勤者削減率 (6月7日～6月11日) 37% (6月14日～6月18日) 36%
【主たる部門における実施状況】 上記は本社の実施状況。本社以外に事業所はありません		

(2) 具体的な取組や工夫

テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫
<ul style="list-style-type: none">・ 業務部門の職員全員にテレワーク用のノートパソコンを貸与。希望者に携帯電話を貸与。・ Web 会議専用の会議室を社内に確保。組織内外における会議等を積極的に Web 会議へ移行。・ 訪問・来社を抑制するため、相手の同意を得て Web 面談、電話対応に積極誘導。・ セミナー受講のオンライン対応を推進。・ テレワークを可能とするために在宅勤務ルールを整備。

出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫（テレワーク関連を除く）
<ul style="list-style-type: none">・ 新型コロナウイルス感染予防の特別休暇を新設。・ 始業時刻を前後2時間以内で変更できる時差出勤制度を整備して実施を奨励。

以上